

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（視距改良）				
地区名	一般県道 <small>つくでせんぶおおぬま</small> 作手善夫大沼線				
事業箇所	豊田 <small>とよた</small> 市 <small>かんだのちやう</small> 神殿町				
事業のあらまし	一般県道作手善夫大沼線は、三河山間地域を東西に結ぶ幹線道路である。地形が急峻で見通しの悪いカーブが連続するため、しばしば交通事故が発生しており、交通安全の面で課題となっていた。このため、通過交通の安全性の向上を図るため、視距改良工事を実施したものである。				
事業目標	【達成（主要）目標】 車両および歩行者の安全性確保 【副次目標】 —				
事業費	事業費		内訳		
	4.7億円		■工事費 4.0億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.6億円		
事業期間	採択年度	2006年度	着工年度	2006年度	完成年度 2015年度
事業内容	視距改良 1箇所 L=300m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 視距の確保を行い、通行車両の安全確保を図った。 【達成状況に対する評価】 視距の改良により、安全な通行環境が確保された。			
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 なし 【達成状況に対する評価】 なし			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	視距改良により車両通行の安全性が向上し、初期の事業目標を達成しているため、今後の事後評価の必要はない。				
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善措置の必要はない。				
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。				